

令和5年度 愛知県社会福祉協議会会費及び種別部会費 算定基準

部会・委員会名等	施設種別	算出 基礎	愛知県社会福祉協議会会費			全国社会福祉協議会		合 計 円				
			一般事業費	部会事業費	委員会事業							
高齢者部会	軽費老人ホーム 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	1施設	5,500	定員	500		定員					
				-50 5,500 51-99 6,500 100-149 7,500 150- 8,500		0 -50 51-99 100-149 150-	11,500 12,500 13,500 14,500					
	デイサービスセンター 在宅介護支援センター 地域包括支援センター	1センター	2,000	7,500	500	0 10,000 20,000		10,000 20,000 30,000				
心身障害ホーム部会 ※注1	障害児通所施設 ・福祉型児童発達支援センター ・医療型児童発達支援センター 障害児入所施設 ・福祉型障害児入所施設 ・医療型障害児入所施設	1施設	5,500	40以下 2,500 41以上 3,000	500			8,500 9,000				
	障害者総合支援法に定める障害者福祉サービス 施設入所支援	1施設		40以下 2,500 41以上 3,000		500	身体障害者支援施設 10以下 70,000 11-20 80,000 21-30 90,000 31-40 100,000 41-50 110,000 51-60 120,000 61-70 130,000 71-80 140,000 81-90 150,000 91-100 160,000 101-110 170,000 111-120 180,000 121-130 190,000 131-140 200,000 141-150 210,000 151-160 220,000 161-170 230,000 171-180 240,000 181-190 250,000 191-200 260,000	身体障害者支援施設 10以下 78,500 11-20 88,500 21-30 98,500 31-40 108,500 41-50 119,000 51-60 129,000 61-70 139,000 71-80 149,000 81-90 159,000 91-100 169,000 101-110 179,000 111-120 189,000 121-130 199,000 131-140 209,000 141-150 219,000 151-160 229,000 161-170 239,000 171-180 249,000 181-190 259,000 191-200 269,000				
	日中活動支援 ・生活介護 ・療養介護 ・自立訓練	1施設	5,500	40以下 2,500 41以上 3,000	500			8,500 9,000				
	地域支援 ・共同生活援助(グループホーム) ・宿泊型自立訓練 ・福祉ホーム	1施設		10以下 500 11~20 1,000 21~30 2,000 31~40 2,500 41以上 3,000		500		6,500 7,000 8,000 8,500 9,000				
	地域活動支援センター	1施設	5,500	2,500	500			8,500				
	更生施設・宿所提供施設		5,500	2,000	500			8,000				
	救護施設	1施設	5,500	2,000	500	1-50 65,000 51-60 70,000 61-70 82,000 71-80 92,000 81-90 102,000 91-100 109,000 101-110 119,000 111-120 126,000 121-130 137,500 131-140 146,000 141-150 154,500 151-160 164,500 161-170 174,500 171-180 181,500 181-190 191,500 191-200 203,000 201-210 211,500 211-220 218,500 221-230 233,000 231-240 237,000 241-250 246,500 251-260 260,000	1-50 73,000 51-60 78,000 61-70 90,000 71-80 100,000 81-90 110,000 91-100 117,000 101-110 127,000 111-120 134,000 121-130 145,500 131-140 154,000 141-150 162,500 151-160 172,500 161-170 182,500 171-180 189,500 181-190 199,500 191-200 211,000 201-210 219,500 211-220 226,500 221-230 241,000 231-240 245,000 241-250 254,500 251-260 268,000					
	社会就労センター	1施設				5,500	4,500	500	20未満 定員数×1,000 20以下 33,000 21-30 51,000 31-40 58,000 41-50 64,000 51-70 71,000 71以上 89,000	20未満 定員数×1,000+10,500 20以下 43,500 21-30 61,500 31-40 68,500 41-50 74,500 51-70 81,500 71以上 99,500		
	複数施設経営の場合 (施設定員数×1,000)+(施設数×10,000) (施設定員数×1,000)+(施設数×10,500)											

令和5年度 愛知県社会福祉協議会会費及び種別部会費 算定基準

部会・委員会名等	施設種別	算出 基礎	愛知県社会福祉協議会会費			全国社会福祉協議会	合 計 円	
			一般事業費	部会事業費	委員会事業			
保育部会	保育所	1施設	1,350	2,450	500	5,000	9,300	
母子生活支援施設 部会	母子生活支援施設	1施設	5,500	12,000	500	定員(前年度定員又は暫定定員)	定員(前年度定員又は暫定定員)	
						20世帯未満	50,000	68,000
						20世帯以上30世帯未満	70,000	88,000
30世帯以上40世帯未満						75,000	93,000	
40世帯以上50世帯未満						80,000	98,000	
50世帯以上	85,000	103,000						
	婦人保護施設 女性相談センター	1施設	5,500	12,000	500	0	18,000	
児童ホーム部会	児童養護施設	1施設	5,500	定員	総定員	総定員		
				30以下 3,000	30以下	62,000	30以下	71,000
				31-60 3,800	31-60	78,000	31-60	87,800
	61以上 4,500	61-100	94,000	61-100	104,500			
		101以上	109,000	101以上	119,500			
	乳児院	1施設	5,500	30以下 3,800 31以上 4,500	500	施設割 54,000 + 定員割 定員 × 3,000 (前年度定員又は暫定定員の少ないほう)	30以下 63,800 + 定員 × 3,000 31以上 64,500 + 定員 × 3,000	
児童自立支援施設 児童心理治療施設	1施設	5,500	30以下 3,800 31以上 4,500	500		30以下 9,800 31以上 10,500		
愛知県保育士会	保育所保育士	1人年		850		600	1,450	

※注1 「心身障害ホーム部会」複数事業を実施している施設の会費について、①障害児施設で、障害者総合支援法に定める障害者福祉サービスを実施している施設にあっては、障害児施設の事業の定員で算出する。②施設入所支援で、他の障害者福祉サービスを実施している施設にあっては、施設入所支援の定員で算出する。③日中活動支援の生活介護で、施設入所支援を除く他の障害者福祉サービスを実施している施設にあっては、生活介護の定員で算出する。④施設種別に当てはまらない施設にあっては、活動内容が最も近い施設種別に当てはめて会費を算出する。

※注2 「社会就労センター部会」地域活動支援センターを運営している場合の会費算出は、センター1箇所につき5,000円とする。

※注3 「母子生活支援部会」前年度3月1日時点の定員世帯数に基づく。ただし、暫定定員が適用している場合には暫定定員世帯数に応じる。

※注4 「児童ホーム部会」の児童養護施設は、当該年度4月1日時点の定員数(本体施設のみ)に基づく。また、全国会費算出は、全国児童養護施設協議会の実施する会員施設基礎調査に基づく。乳児院は、前年度の定員又は暫定定員の少ないほうに基づく。また、全国会費算出は、全国乳児福祉協議会の実施する全乳協要覧作成等のアンケートの調査に基づく。